

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 株式会社今田工務店 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境整備の為に、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年8月22日 ~ 令和8年8月21日

2. 内 容
 - 目 標 1 : 労働者の有給休暇の年度内の取得推進
有給休暇の年間平均取得日数を15日以上とする

取 組 内 容 令和5年8月22日 ~ 各自の有休日の取得状況を調べて利用を働きかける

 - 目 標 2 : 育児短時間勤務の対象者を高校生までの子を持つ社員として利用の推進を図る
フレックスタイムの利用推進

取 組 内 容 令和5年8月22日 ~ 毎週、朝礼で伝えたり、チラシを社内に掲示し周知する

女性活躍の現状に関する情報公表 令和5年8月22日
【男女育児休業取得率】
・事務職 女性 0% ・技術職 男性 100% ・専門職 男女 0%

 - 目 標 3 : 社員が男女問わず育児休業取得率100%及び1ヶ月以上の育休取得を推奨する

取 組 内 容 令和6年6月10日 ~ 毎週、朝礼で周知する

 - 目 標 4 : 女性従業員の定着率の向上
平均勤続年数を15年以上とするとともに、就業規則に定める定年までの就業を推進する

取 組 内 容 令和6年2月 女性の為の職場環境の整備として休憩場所、女性用トイレの整備

 - 目 標 5 : 男女問わず資格取得を推奨し、賃金格差の是正に努める

取 組 内 容 令和6年7月 ~ 賞与支給額に対して職種(事務・技術)ごとに一律の割合支給とする